

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【公表番号】特表2008-517716(P2008-517716A)

【公表日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2008-021

【出願番号】特願2007-538969(P2007-538969)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2006.01)

A 6 3 B 53/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 H

A 6 3 B 53/04 K

A 6 3 B 53/04 J

A 6 3 B 53/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月3日(2008.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フェースインサートが内部に配置される凹所を有するフェース部分と；

前記フェース部分から後方に延び、外面と内面を持つソール部分と；

前記フェース部分から後方に延び、中央細長セクションと前側セクションを有するクラウン部分であって、前記前側セクションは前記フェース部分のヒールエンドから前記フェース部分のトオエンドまでの幅が3.0インチ(7.62cm)～6.0インチ(15.24cm)の範囲にあり、前記前側セクションは前記中央細長部分の幅より大きいクラウン部分と；

前記クラウン部分の外面に配置される照準手段と；

前記ボディに固定される外周マスベルトであって、中央マス部材と、前記中央マス部材から外方に延びるヒールアーク部材と前記中央マス部材から外方に延びるトオアーク部材とを有する外周マスベルトを有し；

前記フェース部分から前記外周マスベルトの最後端までの長さLが3.0インチ(7.62cm)～6.0インチ(15.24cm)の範囲である、

パター型クラブヘッド。